

卸売市場物価高騰緊急対策事業費補助金交付等要綱

令和5年8月31日決裁

令和6年1月23日一部改正

令和7年3月14日一部改正

(趣旨)

第1条 卸売市場の安定的な運営による食の安定供給を図るため、令和5年1月以降、国による「電気・ガス価格激変緩和対策事業」等が実施されてもなお、電力高騰に係る負担軽減が十分に図られていない卸売市場に対し卸売市場物価高騰緊急対策事業費補助金を整備し、予算の範囲内で交付する。

2 前項の補助金の交付に関しては、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象者等)

第2条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、埼玉県内において、卸売市場法（昭和46年法律第35号）第13条第1項の認定を受けた地方卸売市場の開設者及び当該市場の卸売業者のうち別表1に定めるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助の対象としない。

- (1) 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又は受入事業者の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に定める暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。
- (2) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に定める暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (3) 役員等が自己、若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
- (4) 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- (5) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(暴力団排除に関する誓約)

第3条 補助対象者は、別紙の暴力団排除に関する誓約事項について、補助金の交付申請前に確認しなければならず、交付申請書の提出をもってこれに同意したものと

する。

(補助金の算定等)

第4条 本事業の補助金額の算定、補助率は別表2に定めるところによる。

(交付申請者)

第5条 本事業の交付申請にあたっての留意事項は別表3に定めるところによる。

(交付申請書の提出等)

第6条 規則第4条第1項に掲げる様式及び記載事項は、様式第1号のとおりとし、その提出部数は1部とする。

2 前項の申請書は、規則第13条の実績報告書を兼ねるものとする。

3 規則第4条第2項第1号から第4号までに掲げる事項に係る書類の添付は要しない。

4 規則第4条第2項第5号に掲げる知事が定める事項に係る添付書類は、別表4に定めるところによる。

5 第1項の申請書及び添付書類は、別に定める期日までに提出するものとする。

6 本事業補助金には消費税及び地方消費税（以下「消費税等」）相当額は補助対象としないため、これを減額して申請するものとする。

(交付決定通知等)

第7条 規則第7条の交付決定通知書及び同第14条の交付額確定通知書の様式は、様式第2号のとおりとし、補助金の交付決定及び交付額確定により申請書の内容のとおり補助金支払いの請求があったものとみなす。

2 知事は、補助金を交付しないことを決定した場合には、様式第3号により通知する。

(交付の方法)

第8条 県は、交付額の確定後に口座振替により補助金を交付する。

(状況報告)

第9条 規則第11条の状況報告はこれを要しない。

(決定の取消し等)

第10条 知事は、補助対象者が、次の各号のいずれかに該当した場合は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 法令に違反する行為があったとき。

(2) 不正の手段により補助金の交付を受けた又は受けようとしたとき。

- (3) 補助対象者又は補助対象施設等に該当しないことが明らかになったとき。
- (4) その他この要綱の規定に違反する行為があったとき。

(補助金の返還)

- 第11条 知事は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。
- 2 規則で定める補助金の返還、加算金及び延滞金の規定は、前条の規定による取消しをした場合について準用する。

(その他必要な事項)

- 第12条 その他必要な事項については、別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年10月10日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年1月23日から施行する。

- 2 改正後の規定は、この要綱の施行の日以後に受理する補助金の交付の申請から適用し、同日前に受理した補助金の交付の申請については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和7年3月14日から施行する。

別紙

暴力団排除に関する誓約事項

当事業補助対象者は、卸売市場物価高騰緊急対策事業の交付の申請をするに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約します。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（埼玉県暴力団排除条例（平成23年埼玉県条例第39号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的を持って、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

所在地： _____

氏名： _____

法人名： _____

代表者職・氏名： _____

(注記) 本誓約事項の県への提出は不要。

(要綱第3条：補助金の交付申請前に確認しなければならず、交付申請書の提出をもってこれに同意したものとする)

別表1（第2条関係）

補助対象者等は、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。

	要件
1	卸売市場法（昭和46年法律第35号）第13条第1項の認定を受けた地方卸売市場の開設者及び当該市場の卸売業者のうち、当該市場において使用する電気の料金を電力会社に支払うものを補助対象者とする（ただし、開設者が地方公共団体の場合を除く）。 開設者が地方公共団体の場合、当該市場の卸売業者のみを補助対象者とする。
2	申請する施設が、高圧電力・低圧電力のいずれかを利用するものであること。
3	別表2に定める物価上昇率が0%を超えるものであること。
4	5つ以上の節電取組を実施中または実施する計画が確認できること（別紙3）。
5	補助金交付後も事業継続が見込まれること。
6	【申請者が場内事業者から費用を徴収し電力会社に支払っている場合】 (1)開設者と卸売業者がそれぞれ申請する場合には、重複して申請しないこと。 (2)場内事業者の負担割合に応じた額を還付すること（別紙4-1、4-2）

別表2（第4条関係）

補助金額の算定	<p>補助金額の算定は、以下に定める算定式に基づき行うものとする。 なお、算定した補助金額に千円未満の端数が生じた場合には、当該千円未満の金額を切り捨てるものとする。</p> <p><算定式1> 令和6年度高圧電力分（別紙1-1） 補助金額* = 算定基礎額① × 物価上昇率② × 3か月</p> <p>①算定基礎額 令和3年8月から令和4年1月分（6か月分）の電気料金の1か月平均</p> <p>②物価上昇率（%） 令和6年7月から12月分（6か月分）の 電気料金の（1か月平均 ÷ 算定基礎額 - 1） × 100</p> <p>※ 今回の補助事業と同種同様の補助を他の地方公共団体等から受ける場合は、その額を控除しなければならない。</p>
---------	--

	<p><算定式2> 令和6年度低圧電力分（別紙1-2） 補助金額* = 算定基礎額① × 物価上昇率②（②が13.8%を超える場合は13.8%） × 3か月</p> <p>① 算定基礎額 令和3年8月から令和4年1月分（6か月分）の電気料金の1か月平均</p> <p>②物価上昇率（%） 令和6年7月から令和6年12月分（6か月分）の 電気料金の（1か月平均 ÷ 算定基礎額 - 1） × 100</p> <p>※ 今回の補助事業と同種同様の補助を他の地方公共団体等から受ける場合は、その額を控除しなければならない。</p>
補助率	10分の10以内（予算の範囲内とする）

別表3（第5条関係）

交付申請は、運営形態に応じて、下記の申請者が行うものとする。

	運営形態	申請者	留意事項
1	開設者＝卸売業者	卸売業者	
2	開設者≠卸売業者 (開設者が地方公共団体)	卸売業者	開設者は卸売業者の求めに応じ、開設者から卸売業者に対する電気料金請求書・領収書等の写しを提供すること。
3	開設者≠卸売業者 (開設者が民間事業者)	開設者及び卸売業者 (開設者と卸売業者がそれぞれ申請する場合)	重複した内容で申請しないよう、開設者は卸売業者の申請内容を確認し、とりまとめのうえ提出すること。 (申請名義は開設者、卸売業者それぞれでよい)
4	開設者≠卸売業者 (開設者が民間事業者)	開設者 (開設者が場内事業者の分を含めて申請する場合)	申請者が場内事業者から費用を徴収し電力会社に支払っている場合には、場内事業者還付計画書（別紙4-1、4-2）を提出すること

別表 4 (第 6 条関係)

	添付資料
1	申請額算出内訳 (別紙 1 - 1、1 - 2)
2	口座振込申出書 (別紙 2)
3	振込口座確認書類 (金融機関名、支店名、支店番号、口座名義人 (漢字及びカナ)、預金種類、口座番号の記載のある通帳等の写し)
4	<p>申請者が場内施設の電気料金を負担していることがわかる書類の写し 例：電力会社が発行する請求書 (開設者が地方公共団体で卸売業者が申請する場合には、開設者が発行する請求書)、使用量のお知らせ、電力会社との契約書等で、電力契約種別、申請者名称、供給施設の住所等が明記されているもの</p> <p>【使用月の考え方】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・請求書に記載された電気料金の使用期間が月をまたぐ請求である場合、使用日数の多い月を使用月とし、申請すること。 <p>(例) 請求期間から、申請書に記載する使用月を判断すること。</p> <p style="padding-left: 40px;">請求期間：7/10～8/9 (7月 22日間>8月 9日間) ⇒ 7月使用分 7/15～8/14 (7月 17日間>8月 14日間) ⇒ 7月使用分 7/20～8/19 (7月 12日間<8月 19日間) ⇒ 8月使用分</p> <p><令和 6 年度 高圧電力分></p> <p>契約種別が高圧電力受電契約^{※1}に属し、電力使用実績 (令和 3 年 8 月から令和 4 年 1 月分 (6 か月) 及び令和 6 年 7 月から 1 2 月分 (6 か月)) が確認できる書類 (別紙 1 - 1)。</p> <p>※ 1：高圧電力の確認方法 (例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・供給電圧が 6,000V かつ契約電力が 50～2,000kW 未満である ・キュービクル (高圧受電設備) がある <p><令和 6 年度 低圧電力分></p> <p>契約種別が低圧電力受電契約^{※2}に属し、電力使用実績 (令和 3 年 8 月から令和 4 年 1 月分 (6 か月) 及び令和 6 年 7 月から令和 6 年 1 2 月分 (6 か月)) が確認できる書類 (別紙 1 - 2)。</p> <p>※ 2：低圧電力の確認方法 (例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・供給電圧が 100～200V かつ契約電力が 50 kW 未満である ・契約プランに『従量電灯』『低圧 (動力)』等の記載がある

5	申請に係る施設が卸売市場内に設置された施設であることが確認できる書類 (申請範囲を明示した場内案内図、航空写真等)
6	節電取組に係る宣誓書 (別紙3)
7	<p>【申請者が場内事業者から費用を徴収し電力会社に支払っている場合のみ】 場内事業者の負担割合に応じた額を還付することが確認できる書類 (別紙4-1、4-2) 及び別紙4-1、4-2に記載した各事業者からの徴収金額や負担割合の根拠となる資料 例：各事業者への請求書の写し及び負担割合を算出した際の数値の根拠 (土地、建物、施設の面積など)、 (管理費等と一括徴収している場合) 電気料金相当額とそれ以外の費用を示した内訳の資料 等</p>